



志摩市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、志摩市会計規則（平成16年志摩市規則第62号）第28条の2第3項の規定により告示する。

令和8年 8 月26日

志摩市長 橋爪 政吉



- (1) 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと応援寄附（ふるコミ）
- (2) 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- (3) 指定期間
令和8年9月1日から令和9年3月31日まで